対象特定食料等の輸送の事業を行う者に対し、円滑な流通に向けた協力についての働き掛けや、実施方針に定めるところにより、法令の要件に従い、国民生活安定緊急措置法に基づく輸送に関する指示を行うなど、適正な流通の確保を図るものとする。

（４）輸入に関する要請

国内生産や輸入が大幅に減少し、又はそのおそれがある場合、追加的な輸入を行うことや、輸入相手国や輸入ルートを変更すること等の対応が想定される。特定食料及び特定資材のうち、米穀や小麦など主として国家貿易によって輸入が行われているものについては、国の判断の下、入札条件の変更や新たな入札を行うなど機動的な国家貿易を通じて、必要な輸入量を確保する。一方、民間貿易により輸入が行われているものについては、まずは事業者の経営判断の下で輸入の確保が図られることになるが、供給が不足するおそれがあるような状況においては、一般に事業者にとって需給を見通し難く、平時とは異なるリスクが生じている可能性があり、円滑な輸入の確保が困難な場合も考えられる。

このため、事業者による輸入を促進するため必要がある場合には、主務大臣は本法第 16 条第１項の規定に基づき、措置対象特定食料等の輸入業者に対して、輸入を促進するよう要請する。

要請については、需給の見通しに応じて国全体として必要となる輸入量等を示した上で行うこととし、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の事態の状況を踏まえつつ、効率的かつ効果的に輸入の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の輸入量を有する輸入業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の輸入業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

（５）農林水産物の生産に関する要請

国内において連続した不作等による生産減少が見込まれる場合や、輸入相手国における輸出規制など供給不足の終期が見込み難い場合であって、備蓄の活用や出荷又は販売の調整、輸入の促進によってもなお、供給不足の解消が困難と見込まれる場合にあっては、国内において増産を図る必要がある。

しかしながら、一時的な輸入の増大等の可能性から需給の見通しが不透明な場合等においては、適切な国内生産が図られないことも想定されることに加え、農産物には作付準備から収穫・出荷までに１年程度要するものもあることから、計画的に増産が図られるよう、本法に基づく生産の促進の要請を行うことも想定される。

そのような場合にあっては、主務大臣は本法第17条第１項の規定に基づき、措置対象特定食料等の農林水産物生産業者に対し生産を促進するよう要請し、又は農林水産物生産可能業者に対し生産に協力するよう要請する。なお、農林水産物生産可能業者は、主務省令上、当該措置対象特定食料等以外の農林水産物の生産の事業を行う者であって、気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用することができる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することにより当該措置対象特定食料等の生産をすることができると認められるものとしている。そのため、例えば専ら自家消費を目的とし小規模に農林水産物の生産を行っているものの、事業としてその生産を行っていない者や、樹木の伐根や施設の撤去を行わなければ当該措置対象特定食料等を生産できないような者は該当しない。

要請については、需給に応じて国全体として必要となる生産量等を示した上で、他の農林水産物の生産に可能な限り影響を及ぼさないことを基本として行うこととする。また、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に生産の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手などの、農林水産物生産業者等を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の農林水産物生産業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

なお、特定食料の生産の促進のため必要な場合にあっては、本法第15条から第18条までの規定に基づき、特定資材の出荷又は販売の調整等の措置を講じ、必要な特定資材の確保を図る。

（６）加工品等の製造に関する要請

措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のものに限る。）について製造を促進することが必要であると認めるときには、主務大臣は本法第18条第１項の規定に基づき、加工品等製造業者に対し、製造を促進するよう要請する。

また、本法第18条第１項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認めるときには、同条第３項の規定に基づき、主務省令で定める要件に該当する加工品等製造可能業者に対し、当該措置対象特定食料等の製造に協力するよう要請する。

要請については、国全体として必要となる製造量等を示した上で行うこととし、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に製造の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の製造能力を有する加工品等製造業者及び加工品等製造可能業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の加工品等製造業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。